

「社会福祉法人京都いのちの電話」電話相談員養成事業 補助対象経費解説

○諸謝金

事業の実施に協力した者等に支払う経費

(例) 講演会, 講習会, 研修会等の講師等の謝礼金, アンケート調査の謝礼品等

○人件費

事業の実施に必要な労働の対価として支払う金銭

(例) 講演会, 講習会, 研修会等開催に係る人件費

○旅費

事業の実施に必要な交通費や宿泊費等

(例) 講演会, 講習会, 研修会等において発生する講師等の旅費

○備品費

事業の実施に必要な器具機械類等の購入費。電話相談員養成事業に用いるものに限る。パソコン等, 電気通信機器で汎用性の高いものは原則として対象としない。また, 補助金等の交付の目的に反して使用, 譲渡, 交換, 貸し付け, 担保に供してはならない。

○消耗品費

事業の実施に必要な各種事務用紙, 文房具, 事業用燃料代, その他の消耗品の代価及び備品に付随する部品等の代価

(例) コピー用紙・筆記用具, ガソリン代, 材料費等

○印刷製本費

事業の実施に必要な各種文書, 報告書, その他資料等の印刷代及び製本代

(例) 講演会, 講習会, 研修会等のポスター・チラシ, 教材, 活動記録などをまとめた成果物

○借料及び損料

事業の実施に必要な会場借料, 車両等の借り上げ, 駐車料等, 専ら申請した事業におけるサービスの提供に供する場合で, サービスの提供に必要な最小限の期間に限る。単に事務を行う場所の家賃は対象とならない。

(例) 講演会, 講習会, 研修会等に使用する会場料, 活動上一時的に使用する車両のレンタル代やその駐車料金

○会議費

研修会や打ち合わせ等における講師等の茶菓, 弁当代等であり, 団体構成員(職員)については, 簡素な茶菓に限り補助対象とする。

○通信運搬費

事業の実施に必要な郵便料，運搬料，電信電話料

○雑役務費

事業の実施に必要な新聞，雑誌等による広告，宣伝を行う費用，銀行振込手数料等

○施設整備費

本事業においては，原則，補助対象としないが，専ら電話相談員養成事業を実施する施設で，事業実施に不可欠であり，申請時に理由書（任意様式）を記載して認められた場合に限る。団体の活動事務を行う事務所の整備費や家屋の建設費等は対象とならない。

○委託費

本事業においては，原則，補助対象としないが，事業実施に不可欠であり申請時に理由書（任意様式）を記載して必要と認められた場合に限り，上記の補助対象経費のみ対象とする場合がある。